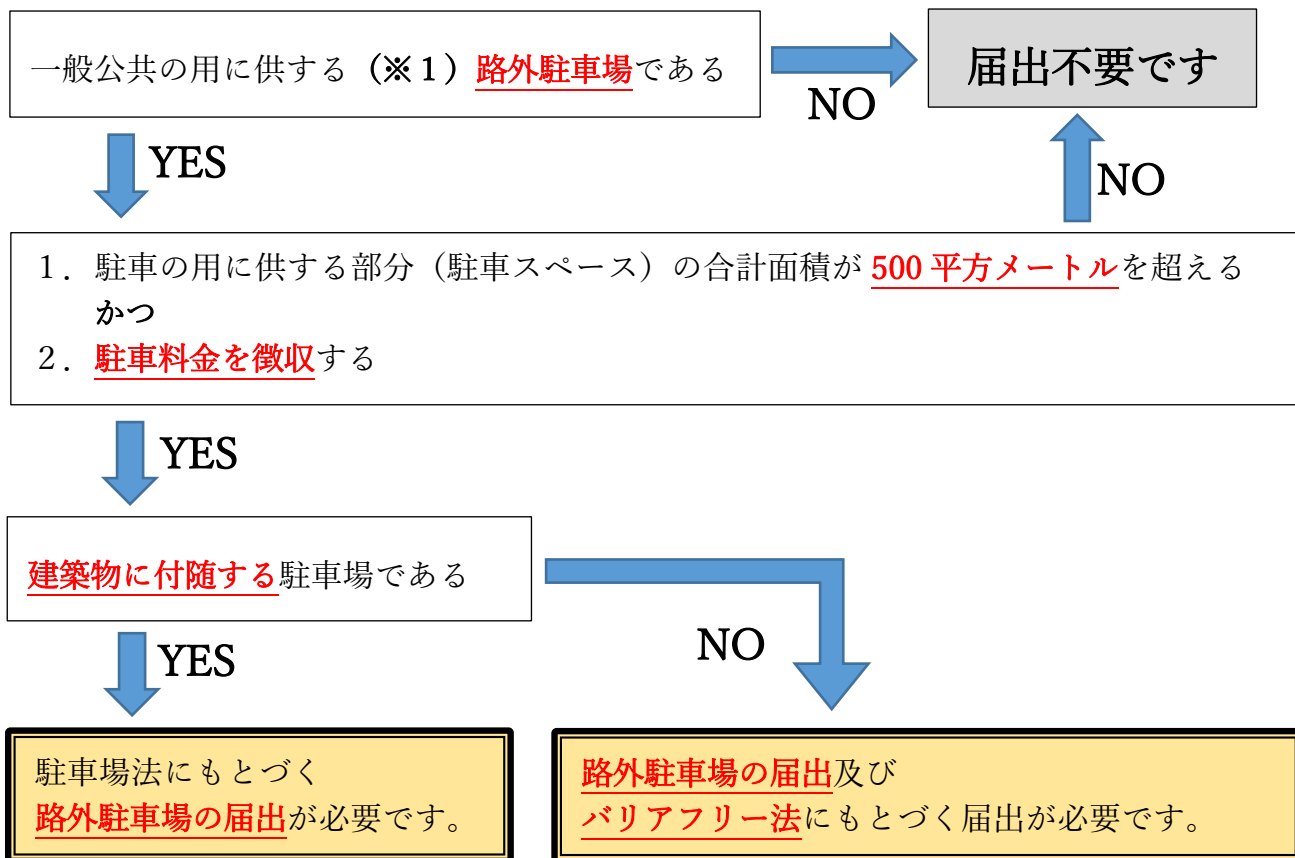


# 駐車場に関する届出書 お手続きの流れ



(※1) 一般公共の用に供するとは・・・  
不特定多数の人が自由に利用できる状態を指します。  
例えば、特定の人しか利用できない月極駐車場や  
従業員専用駐車場は該当しませんが、時間貸駐車場や、  
スーパー・ホテルなどの施設に付属する駐車場は、基本的  
に一般公共の用に供する駐車場として扱います。  
仮に「お客様専用駐車場」としている場合でも、施設の  
利用者以外の駐車を排除しているという事実がない限り、  
路外駐車場として扱います。

新規での届出や、  
変更内容に応じ、  
【供用開始前】の立入検査を  
行います。

(※) 届出及び提出資料の詳細は【別紙1】参照

## <提出方法>

**①窓口での提出**  
浦安市役所 6階都市計画課窓口に  
【正副2部】を直接ご提出ください。

**②郵送での提出**  
副本を返却するための「返信用封筒」を同封の上、  
以下の宛先に【正副2部】を郵送してください。  
〒279-8501  
千葉県浦安市猫実一丁目1番1号  
都市政策部 都市計画課 都市計画・交通係

**③メールでの提出**  
添付資料を含めた届出資料一式を  
以下のメールアドレスにお送りください。  
【[toshikei@city.urayasu.lg.jp](mailto:toshikei@city.urayasu.lg.jp)】  
(※) 件名に必ず【路外駐車場】と記載してください。  
(※) データ容量が5000KBを超える場合は、  
事前にお電話にてご相談ください。  
(※) メールに添付した書類を副本として必ず保管し  
てください。